

平成21年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
(第2四半期：平成21年7月～9月契約分)

1 監査対象機関	北海道森林管理局及び各森林管理署等
2 監 査 方 法	書類監査
3 監査の視点	・ 取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・ 法令の適用、解釈が適切か ・ 少額随意契約を厳正に実施しているか ・ 意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・ その他問題点はないか
4 監査結果の概要	(1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。 (2) 具体的内容 随意契約のうち物品については、事業実行上取り急ぎ必要な物品と認められる物が少額随意契約として行われていた。 また、対象期間においては、自動注射器の購入が多く見られたが、少額随意契約として行われていた。 役務契約については、車両の修理、点検が多く少額随意契約として行われていた。
事項別評価	指導状況
・ 取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・ 法令の適用、解釈が適切か 対象期間（7月～9月）における契約については、概ね指導が徹底されている。 ・ 少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約であっても概ね一般競争入札で行われている。 ・ 意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・ その他問題点はないか 特になし	